

【記入要領】給与支払報告書（個人別明細書）記入例

(8)

給与支払報告書		※		※種別		※整理番号		※	
支払を受ける者	住所	※区分		受給者番号		1			
		① 久留米市城南町15-3		個人番号		⑧ 123456789012			
役職名		氏名(フリガナ)		クルメ タロウ		障害者			
氏名		久留米 太郎		②					
種別		支払金額		給与所得控除後の金額(調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
給与		内 6,543,210		内 4,792,000		内 4,127,345		内 33,800	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人		控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く)		10人(扶養親族の数)		障害者の数	
有 従有		③ 380,000		特定 老人 1 1		その他 ⑤ 1 1		特別 ④ 1 1	
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
⑦ 610,000		内 612,345		内 120,000		内 15,000		内	
(摘要) 久留米 一男 (同特) ⑯									
生命保険料の金額 内訳		新生命保険 料の金額 90,000		旧生命保険 料の金額 120,000		介護医療保 険料の金額 100,000		新個人年金 保険料の金額 90,000	
住宅借入金等特別 控除の額 内訳		居住開始年 月日(1回目)		年 月 日		住宅借入等特別控 除区分(1回目)		住宅借入年金等 年残高(1回目)	
住宅借入金等特別 控除可能額		居住開始年 月日(2回目)		年 月 日		住宅借入等特別控 除区分(2回目)		住宅借入年金等 年残高(2回目)	
フリガナ 氏名		クルメ ハナコ 久留米 花子		区分 ⑯		300,000		内 国民年金保 険料等の金額 基礎控除の額 680,000 ⑯	
個人番号		234567890123		配偶者の合 計所得		所得金額 調整控除額 10		内 旧個人年金保 険料の金額 100,000 ⑯	
控除対象 扶養親族等		1 2 3 4		1 2 3 4		1 2 3 4		5人目以降の扶 養親族等の個人番号	
1 未 成 年 者 外 死 亡 退 職 者 災 害 乙 欄		本人が障害者 特別 その 他の 暮 姓 ひとり 親 勤 労 学 生		13 中途就・退職 就職 退職 年 月 日 ○ 7 8 1		14 受給者生年月日 元号 年 月 日 昭和 34 1 20			
支 払 者		個人番号又は法 人番号 ⑫ 1234567890123		(右詰で記載してください)					
住所(居所) 又は所在地		久留米市城南町15-99							
氏名又は名称		株式会社 久留米商事						(電話) 0942-30-9008	

① 令和8年1月1日
の居住地を記載してください。

③ 配偶者控除額又は
配偶者特別控除額
を記載してください。

⑤ 特定親族の人数を
記載してください。

⑦ 特定親族特別控除額
を記載してください。

⑧ 個人番号は必ず
記載してください。 ② ⑧

⑨ 該当する事項が
ある場合、「○」を付し
てください。

⑫ 給与支払者の個
人番号又は法人番号
を記載してください。

⑯ 摘要欄

(1) 中途就職者で前職分を含んで年末調整をされた場合は、前事業所の住所・名称・給与収入額・源泉徴収税額・社会保険料の金額を記載してください。

(2) 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、普通徴収申請書に記載の略号A～Fを記入してください。
なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の記載を省略することもできます。

(3) 障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する方の氏名を記載してください。(例「氏名(同特)」)

(4) 給与所得が1,000万円超で、同一生計配偶者を有する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例「氏名(同配)」)

(5) 所得金額調整控除の適用がある場合には、その扶養親族の氏名を記入してください。ただし、控除対象扶養親族等欄等で既に記載している場合には省略可能です。(例「氏名(調整)」)
・その者が障害者の場合、例のとおり記載してください。

(例「氏名(同特)(退職所得)○○円」)

(6) 退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族を有する場合には、氏名及び退職所得を除く合計所得金額を記載してください。(例「氏名(退職所得)○○円」)
・退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族が障害者の場合、例のとおり記載してください。

(例「氏名(同特)(退職所得)○○円」)

② 氏名には必ずフリガナ
を記載してください。

④ 16歳未満の扶養親族の
人数を記載してください。

⑥ (源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族等
及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者の数を記載
してください。

⑩ 所得金額調整控除の適用
がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。

⑪ 基礎控除額を記載してく
ださい。

⑬ 令和7年の途中で就職
又は退職をされた場合には該
当欄に○印をつけ年月日を記
入してください。
なお、令和7年中に就職し退
職された場合には退職欄のみ
に○印をつけ、退職年月日を
記載してください。

⑭ 生年月日は必ず
記載してください。

・退職手当等の支払いを受ける扶養親族を有し寡婦、ひとり親に該当する場合、例のとおり記載してください。

(例「氏名(ひとり親)(退職所得)○○円」)

・退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族が配偶者控除、扶養控除または障害者控除の対象とならず、所得金額調整控除の適用を受ける場合、例のとおり記載してください。

(例「氏名(調整)(退職所得)○○円」)

⑯ 区分(詳細は国税庁の手引をご確認ください)

(1) (源泉・特別)控除対象配偶者が非居住者である場合は、区分の欄に○印をつけてください。

(2) 控除対象扶養親族が非居住者である場合は、区分の欄に内容に応じた記載をしてください。

(3) 特定親族特別控除の適用を受けた場合は、区分の欄に内容に応じた記載をしてください。

◎「住宅借入金等特別控除可能額」については、別紙を参照してください。

◎個人別明細書の詳細な記載方法は、国税庁の「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

こちらで確認いただけます→



別紙

◆住宅ローン控除対象者の給与支払報告書の記載要領◆

- 平成28年～令和6年に居住を開始して所得税で住宅ローン控除を受けている方で、所得税で控除しきれない分がある方については、翌年度の市・県民税（所得割）から控除します。
 - 事業所様よりご提出いただく給与支払報告書の「住宅借入金等特別控除可能額」・「居住開始年月日」・「住宅借入金等特別控除区分」等をもって控除額を計算します。住宅ローン控除の適用者につきましては、以下の点に注意し、①から⑥の項目を記入してください。
※平成29年度から「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄が設けられました。記入漏り等がないようにご注意ください。

※平成29年度から「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄が設けられました。記入誤り等がないようにご注意ください。

※	※ 種別	※ 登録番号	※		
支払を受ける者	※ 区分 住所	受給者番号 個人番号 役職名 氏名 (フリガナ)			
<p>②住宅ローン控除として算出 税額から実際に引いた金額を記入してください</p>					
種別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
内	円	円 内	円 内	内	
源泉控除対象配偶者の 有無等		控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く) 老人 その他 特別親			障害者の数 特別 その他
有 従 者	老人	特定 控除の額	内 人 徒人 内 人 徒人 内 人 徒人	内 人 徒人 内 人 徒人 内 人 徒人	内 人 人
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額
円 内	円	円	円	円	円
<p>④適用数を記入してください</p>				<p>⑤和暦で記入してください</p>	
生命保険料の金額 内訳	新生命保険料 の金額	円 旧生命保険料 の金額	円 介護医療保険 料の金額	円 新老人年金保 険料の金額	円 老年人年金保 険料の金額
住宅借入金等特 別控除適用数 の額の内訳	④ 1	居宅開始月 日(1回目)	⑤ 28 年 月 10 月 22 日	⑥ 住(特) 区分1回目	住宅借入金等年 度残高(1回目)
住宅借入金等特 別控除適用数 の額の内訳	① 97500	居宅開始年月 日(2回目)	年 月	日(2回目)	住宅借入金等年 度残高(2回目)
内訳 (フリガナ)	内訳 (フリガナ)	内訳 (フリガナ)	内訳 (フリガナ)	内訳 (フリガナ)	内訳 (フリガナ)

⑥住宅ローン控除の区分を記入してください

「住」…一般的の住宅ローン控除の場合

「認」…認定住宅に係る住宅ローン控除の場合

「住(特家)」…一般的の住宅ローン控除で特例居

「認(特家)」…認定住宅に係る住宅ローン控除に関する場合

「増」…特定増改築の住宅ローン控除の場合

特定取得(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」、
特別特定取得に該当する場合(「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます)に「(特特)」

「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」、
と併記してください。

※1 特例居住用家屋…床面積が40 m²以上 50m²未満で令和5年12月31日以前に建築確認を受けた居住用家屋をいいます。

※2 特例認定住宅等…床面積が40 m²以上 50m²未満で令和6年12月31日（令和5年以前居住分は令和5年12月31日）以前に建築確認を受けた認定住宅等をいいます。

「特定取得」…住宅取得等の費用に含まれる消費税率が10%又は8%である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

「特別特定取得」…住宅取得等の費用に含まれる消費税率が10%である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

係る契約が以下の期間に締結されているものをいいます。
居住用家屋の新築又は認定住宅の新築の場合
⇒令和2年9月30日までの期間

⇒令和2年11月30日までの期間

居住用家屋の新築又は認定住宅の新築の場合
⇒令和2年10月1日～令和3年9月30日までの期間

新築住宅・中古住宅の購入の場合
⇒令和2年12月1日～令和3年11月30日までの期間

「特例特別特例取得」…特別特例取得に該当する場合で、床面積が 40 m^2 以上 50 m^2 未満の住宅の新築等をいいます。

◎本讲由金智特别风险管理专家王东亮老师主讲

- 住宅借入金等特別控除額の全額を記入してください
年末調整の際に、給与所得者より提出された「平成37年分給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」(左図参照)の、「⑭住宅借入金等特別控除額」をご記入ください(100円未満は切り捨て)。
ただし、「⑭住宅借入金等特別控除額」が、住宅ローン控除前の算出税額を超えない場合は記入不要です。

【例1】可能類の記入（必須要素の場合）

例1] 可能額の記入が必要な場合
住宅ローン控除前の算出税額が80,000円、住宅借入金等特別控除額が120,000円の場合

- 等特別控除額が100,000円の場合

③源泉徴収税額

例2】可能額の記入が不要な場合
住家ローン控除前の算出税額が150,000円 住家借入金

- ①住宅借入金等特別控除可能額⇒記入不要

②住宅借入金等特別控除の額 = 100,000円
③源泉徴収税額 = 51,000円(*)